業務委託契約約款

（総則）

第１条　乙は、別紙の姫路市立北部学校給食センター運営維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

２　仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。

（定義）

第２条　この契約において用いられる次の各号に掲げる用語の意義は、本文中において特に明示されているものを除き、当該各号に定めるところによる。

⑴　本施設　　姫路市立北部学校給食センターの建物本体、建築設備、付帯施設、調理設備、外構・植栽等を含む全ての施設をいう。

⑵　運営業務対価　　運営業務に係る対価をいう。

⑶　維持管理業務対価　　維持管理業務に係る対価をいう。

⑷　契約金額　　別紙１－２第２項の表に記載する運営業務対価及び維持管理業務対価の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。

⑸　法令　　委託業務に関連して適用のある法律、政令、省令、条例、規則等をいう。

⑹　法令変更　　法令の新設、改正及び廃止をいう。

⑺　不可抗力　　暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地震、地滑り、落盤、その他の自然災害又は戦争、テロリズム、疫病、感染症、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（仕様書等で水準が定められている場合は、その水準を超えるものに限る。）であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。なお、法令変更は、不可抗力に含まれないものとする。

（契約の保証）

第３条　乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第４号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる国債の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項第１号の契約保証金には利子は付けない。

４　乙が第１項第３号又は第４号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第２７条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
６　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
７　甲は、この契約が履行されたとき、又は第２０条第１項、第２４条若しくは第２５条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

（再委託等の禁止）
第４条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
２　乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（調査報告等）
第５条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他委託業務の実施場所に立ち入ることができる。

（業務担当責任者）
第６条　乙は、仕様書に定める業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。
２　乙の業務担当責任者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、甲の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（委託業務の引継ぎ）
第７条　乙は、この契約期間満了日の２年前より、本施設の委託業務に必要な事項、その他関係資料を甲に提供する等、本施設の委託業務の引継ぎに必要な協力を甲に対し行わなければならない。
２　この契約が期間満了以外の事由により終了した場合、委託業務の承継に必要な事項、その他関係資料を乙の費用負担により整備して速やかに甲に引き渡さなければならない。
３　甲は、第１項又は前項に基づき乙から提供された資料を、委託業務の実施に必要な範囲で無償にて使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）し、又は第三者に使用させる権利を有し、乙は甲による当該資料の自由な使用が第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置を取らなければならない。
４　乙は、第１項又は第２項に基づき甲に提供する資料及び前項に基づく使用が第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその損害を賠償し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。
５　契約期間満了によりこの契約が終了する場合には、乙は仕様書の定めに従い、委託業務の対

象となっていた施設及び調理備品・事務備品の状態について、委託業務の終了に先だって甲の検査及び確認を受けなければならない。契約期間満了以外の事由によりこの契約が終了する場合においても、乙は契約期間満了による終了と同様の検査を受けなければならない。

（委託業務のモニタリング）

第８条　甲は、委託業務がこの契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙２「委託業務のモニタリング」に従って、委託業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

２　乙は、委託業務に関し、仕様書の規定に従い「モニタリング計画書」を甲との協議により作成し、委託業務開始予定日の２か月前までに甲に提出する。

３　乙は、甲から委託業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、５日以内に、甲に対して説明及び報告を行わなければならない。

４　甲は、乙による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、乙の費用で、委託業務の遂行状況について調査若しくは検査を行うよう乙に求め、又は自らの費用負担にて立入検査を行うことができる。

５　乙は、前各項に定めるモニタリングの実施に当たり、甲に対して自ら最大限協力する。

６　モニタリングの結果、乙による委託業務の遂行がこの契約に違反し、又は逸脱していると甲が判断した場合には、甲は、別紙２「委託業務のモニタリング」に従って、委託業務について乙に対し通知及び是正勧告を行うものとし、乙はこの勧告に従わなければならない。

７　前項の場合、乙は委託業務について、別紙２「委託業務のモニタリング」に従って、各業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。

８　第６項の場合、甲は、別紙３「委託料の減額」に従って、対価を減額し、又は支払を停止する。

９　委託業務のモニタリングの実施に係る費用については、この契約において別段の定めがある場合を除き、甲が負担する。ただし、甲に対する説明及び報告の資料作成他諸費用はいずれの場合も乙の負担とする。

１０　第８項に定める対価の減額又は支払の停止がなされた場合においても、当該減額相当額等は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する損害賠償金及び違約金に充当されず、甲は乙に対して、別途これらを請求することができるものとする。

（委託業務の内容の変更）

第９条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託業務の中止）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項の規定により、委託業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を

負担しなければならない。

（一般的損害）

第１１条　この契約の履行について生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第１２条　委託業務を実施するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他委託業務を実施するにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（損害賠償の担保）

第１３条　乙は、第１１条又は前条第１項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、委託業務開始時から委託業務の終了にいたるまでの期間につき、別紙４にその概要が記載される保険に加入するものとする。

２　前項の定めるところに従って保険に加入した場合、乙は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、甲に提出して、甲の確認を受けなければならない。

（法令変更）

第１４条　法令変更により、委託業務の全部又は一部の履行ができなくなった場合、又は、委託業務を行うために追加的な費用が必要な場合、乙は甲に対して、速やかにその旨を通知するものとし、甲及び乙は、仕様書の変更及び追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

２　前項の規定による乙から甲への通知があった日から１４日以内に協議が整わない場合、甲は乙に対して、当該法令変更に対する対応を指示することができる。この場合において、乙は、この指示に従い、委託業務を継続するものとし、また、追加的な費用の負担は、別紙５に記載する負担割合によるものとする。

３　乙は、委託業務の履行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、委託業務の履行が法令に違反する限りにおいて委託業務の履行義務を免れるものとし、甲は当該業務の履行不能期間に対応する事業費の支払いを免れる。

４　法令変更の解釈につき、疑義が生じた場合には、第１項に定める協議において、甲乙協議する。

（不可抗力）

第１５条　不可抗力により、委託業務の全部又は一部の履行ができなくなった場合、又は委託業務

を行うために追加的な費用が必要な場合、乙は甲に対して、速やかにその旨を通知するものとし、甲及び乙は、仕様書の変更及び損害又は追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

２　不可抗力が生じた日から１４日以内に前項の協議が整わない場合、甲は乙に対して、当該不可抗力に対する対応を指示することができる。この場合において、乙は、この指示に従い、委託業務を継続するものとし、また、損害に係る費用又は追加的な費用の負担は、別紙６に記載する負担割合によるものとする。

３　乙は、不可抗力により委託業務の履行の全部又は一部の履行をすることが不能となった場合、不能となった時点以後の履行不能期間は委託業務の履行義務を免れるものとし、甲は当該業務の履行不能期間に対応する事業費の支払いを免れる。

（完了報告）

第１６条　乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、別紙２第１項の表①日常モニタリング（セルフモニタリング）の項に定める日報及び報告事項をとりまとめたモニタリング報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

２　乙は、前項の規定によるモニタリング報告書の確認を受けた後、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から１０日以内に委託業務の完了を確認するものとする。

（委託料の支払）

第１７条　甲は、この契約に基づく運営業務対価及び維持管理業務対価（以下「委託料」という。）として別紙１－１及び別紙１－２に定める方法及び条件に従って、乙に委託料を支払うものとする。

２　委託料の内訳は、別紙１－２に示すとおりとする。

３　委託料の額は、別紙１－１及び別紙３に定める方法に従って、決定及び改定されるものとする。

４　乙は、毎月の委託料について、前条の規定による委託業務完了の確認を受けた後、甲に対して支払を請求するものとする。

５　甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から３０日以内に委託料を乙に支払うものとする。

６　前項の規定にかかわらず、モニタリングに基づく支払停止措置が採られた場合における、支払が停止された委託料の支払時期については、別紙３に定める通りとする。

（既払対価の返還）

第１８条　乙が提出した報告書等のいずれかに虚偽の記載があることが判明した場合には、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が別紙３「委託料の減額」に従って減額し得た対価を返還しなければならない。この場合において、乙は、さらに甲が対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得た対価相当額について「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）」第３７条第１項に規定する財務大臣が定める率の割

合で計算した利息を甲に支払わなければならない。なお、これにより甲による乙に対する別途の損害賠償の請求が妨げられるものではない。

（対価の変更等に代える仕様書の変更）

第１９条　甲は、この契約の規定により対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて仕様書を変更することができる。

２　乙は、この契約の規定により対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて仕様書の変更その他の乙による業務内容の向上を提案することができる。

３　第１項又は前項の場合において、仕様書の変更内容は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

４　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（甲の任意解除権）

第２０条　甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第２２条第１項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

⑵　乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第２２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第４条第１項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。

⑵　乙が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

⑶　乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既に履行した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑸　委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　第１１号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。

⑻　第２４条又は第２５条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格､許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

⑽　乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

⑾　次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

ア　暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ　暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

エ　次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

（ア）　自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

（イ）　暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

（ウ）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為

（エ）　(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

⑿　第４条第２項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⒀　正当な理由なく、第３１条第１項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第３２条第１項に規定する情報の提供を拒んだとき。

⒁　雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７

号）第４条第１項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

⑮　個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　第１４条第２項又は第１５条第２項の定めるところにかかわらず、甲の指示に対し乙の合意が得られなかったとき。

⑵　第９条、第１０条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第１５条第１項若しくは第２項による契約金額の増加又は追加的な費用の負担が過大になると判断したとき。

３　甲は、第１項各号又は前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　甲は、第２１条各号又は前条第１項各号、第２項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第２４条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第２５条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

⑴　第９条の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が３分の１以上増減したとき。

⑵　第１０条第１項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の３分の１以上に達したとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２６条　第２４条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第２７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に委託業務を完了させることができないとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の１０分

の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第２１条又は第２２条第１項の規定により、この契約が解除されたとき。

⑵　乙がその債務の履行を拒否したとき。

３　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

４　第１項第１号又は第２項各号に掲げる場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項又は第２項の規定は、適用しない。

５　甲は、第１項第１号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額）につき、年３パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

６　第２項の場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

７　前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

８　第１項又は第２項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

９　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

１０　第８項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（賠償の予約）

第２８条　乙は、乙（乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第４号又は第５号に該当したときは、契約金額の１０分の２に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

⑴　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第２条第２項に規定する団体をいう。次号において同じ。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命

令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

⑸　刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第２号に該当したときは、前項に規定する契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

⑴　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

⑵　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　前２項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

４　第１項及び第２項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。

５　第１項又は第２項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第８項の規定を準用する。

（乙の損害賠償請求等）

第２９条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照

らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第２４条又は第２５条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

（秘密の保持）

第３０条　乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（再委託等からの排除）

第３１条　甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方（以下「再委託等相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

⑴　排除対象業者であるとき。

⑵　雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

２　前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

（役員等に関する情報提供及び情報の利用）

第３２条　甲は、乙（再委託等相手方を含む。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

２　甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。

３　甲は、姫路市暴力団排除条例第７条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

（不当介入に対する措置）

第３３条　乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約）

第３４条　この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定による措置を講じたものに限る。）により締結された場合において、当該電磁的記録に施された電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）第２条第２項第１号イに規定する電子署名をいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和３年総務省告示第１４６号）第２条第１項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては、この契約は同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては、この契約は同日から効力を生ずるものとする。

（契約外の事項）

第３５条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

別紙１－１

運営業務対価及び維持管理業務対価の基本的な考え方

１．運営業務対価の基本的な考え方

⑴　運営業務対価の構成

運営業務対価は、以下の項目により構成される。

- 食材等管理業務
- 給食調理業務
- 配送及び回収業務
- 配膳業務
- 洗浄等業務
- 衛生管理業務
- 調理備品等管理業務
- 配送車両維持管理業務
- 給食エリア等清掃業務
- 光熱水費
- その他運営業務に関して必要となる費用

⑵　運営業務対価の内訳（下記の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

運営業務対価は、提供給食数に関係なく甲が乙に支払う固定料金部分と提供給食数に基づいて算出する変動料金部分からなる。

⑶　変動料金換算基準

ア　変動料金の考え方

運営業務対価の変動料金部分は、各回支払対象期間（毎月）における変動料金の算定基礎となる、提供給食数の合計に１食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を乗じた額とする。なお、１食当たりの変動料金の単価は、１円単位とする。

１食当たりの変動料金の単価　×　提供給食数

イ　提供給食数等

（ア）提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用、見学者の試食用が含まれるものとし、甲の検食用、乙の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、甲の検食用、乙の検食用は、運営業務対価の固定料金部分に含まれるものとする。

（イ）提供対象者数及び提供給食数の保証

甲は、給食センターの運営期間中の各年度（５月１日時点）の提供対象者数（乙が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が５，０００人以上８，０００人以下とならない場合は、固定料金と変動料金の割合の見直し若しくは運営業務対価の見直しについて協議を行う。

ウ　提供日数の見直し

甲は、１年間の提供日数が１８０日以上２００日以下とならない場合は、それを超える（若しくは下回る）日数については、以下のとおりに見直しを行う。

表　提供日数の見直し方法

提供日数	見直し料金	見直し方法
２００日を上回った場合	上回った日数（年間提供日数－２００日）×当該年度の固定料金／１９０	見直し料金を３月の運営業務対価の支払に加算
１８０日を下回った場合	下回った日数（１８０日－年間提供日数）×当該年度の固定料金／１９０	見直し料金を３月の運営業務対価の支払から減算

エ　提供給食数の決定方法

生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の２０日頃（ただし４月提供分については、４月７日頃）までに、甲から乙にその月の予定給食数の通知を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の２稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は甲の休日を除く２日前）の正午までに、甲から乙に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の通知を行う。

オ　変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス２００食以内を基本とする。変更給食数がプラス２００食を超える場合、乙は２００食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス２００食を超える場合、予定給食数から２００食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の２稼働日前よりも相当程度前までに、甲から乙に当該提供日の実施給食数の通知を行った場合の、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、甲と乙で協議できるものとする。なお、予定給食数においては、５，０００食／日未満の通知もありえる。

カ　不可抗力による変更

不可抗力による変更給食数の取り扱いについては、甲と乙で協議できるものとする。

キ　変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は、下表のとおり。

表　変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス２００食以内	実施給食数	同左
プラス２００食を超える場合	予定給食数＋２００食＋乙が応諾した食数	同左
マイナス２００食を下回る場合	実施給食数	予定給食数－２００食

⑷　運営業務対価の改定及び変更

運営業務期間中の物価変動に対応して、運営業務対価を見直す。

本契約に定めた運営業務対価を基準額とし、下記の表「運営業務対価の改定の指標」の区分及び業務に応じて前年度８月から当年度７月までのそれぞれの指標の１年間の平均値に基づき翌年度以降の運営業務対価を算定する。見直しは令和１１年度対価分より実施し、周期は１年に１回とする。

なお、前回改定が行われた時と比べて運営業務対価の改定の指標に１ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定した運営業務対価は翌年度以降の運営業務対価に反映させる。

計算式は以下の通り。

改定の計算式：　ＡＰａ＝ＡＰｂ×（ＣＳＰＩａ/ＣＳＰＩｂ）

ＡＰａ＝改定後の各運営業務の対価

ＡＰｂ＝前回改定時の各運営業務の対価（初回改定の場合は契約締結時の各運営業務の対価）

ＣＳＰＩａ＝改定時の「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」

ＣＳＰＩｂ＝前回改定時の「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」

（初回改定の場合は令和８年８月から令和９年７月までの各指標の平均値）

表　運営業務対価の改定の指標

区分	業務	指標
運営業務対価（固定料金）	運営業務対価相当額（光熱水費相当分を除く）	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
	運営業務対価相当額（電気代相当分）	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）：電気代
	運営業務対価相当額（ガス代相当分）	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）：ガス代
	運営業務対価相当額（上下水道料相当分）	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）： 上下水道料
運営業務対価（変動料金）	１食単価の内、光熱水費相当分以外の単価	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
	１食単価の内、電気代相当分の単価	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）：電気代
	１食単価の内、ガス代相当分の単価	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）：ガス代
	１食単価の内、上下水道料相当分の単価	神戸市消費者物価指数（兵庫県企画県民部統計課）：上下水道料

２．維持管理業務対価の基本的な考え方

⑴　維持管理業務対価の構成

維持管理業務対価は、以下の項目により構成される。

- 建築物維持管理業務（建築物の点検・保守、修繕）
- 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、修繕、運転・監視）
- 調理設備・調理備品維持管理業務（調理設備備品の点検・保守、補修、運転・監視）
- 事務備品維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守）
- 外構・植栽維持管理業務（外構・植栽の点検・保守、修繕）
- 清掃業務
- 警備業務
- その他維持管理業務に関して必要となる費用

⑵　維持管理業務対価の内訳（下記の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

維持管理業務対価は、通常の施設等の維持管理業務の対価として甲が乙に支払う固定料金部分と仕様書に定める乙が実施した施設等の修繕等業務の実績から算出する変動料金部分からなる。

⑶　維持管理業務対価（固定料金部分）の改定及び変更

維持管理業務期間中の物価変動に対応して、維持管理業務対価（固定料金部分）を見直す。

本契約に定めた維持管理業務対価（固定料金部分）を基準額とし、「企業向けサービス価格指数「建物サービス」（日本銀行調査統計局）」を指標として、前年度８月から当年度７月までの１年間の平均値に基づき翌年度以降の維持管理業務対価（固定料金部分）を算定する。見直しは令和１１年度対価分より実施し、周期は１年に１回とする。

なお、前回改定が行われた時と比べて維持管理業務対価の改定の指標に１ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定した維持管理業務対価（固定料金部分）は翌年度以降の維持管理業務対価に反映させる。

計算式は以下のとおり。

改定の計算式：　ＡＰａ = ＡＰｂ ×　（ＣＳＰＩａ/ＣＳＰＩｂ）

ＡＰａ = 改定後の維持管理業務の対価

ＡＰｂ = 前回改定時の維持管理業務の対価（初回改定の場合は契約締結時の維持管理業務の対価）

ＣＳＰＩａ = 改定時の「企業向けサービス価格指数」

ＣＳＰＩｂ = 前回改定時の「企業向けサービス価格指数」

（初回改定の場合は令和８年８月から令和９年７月までの指標の平均値）

別紙１－２

運営業務対価・維持管理業務対価の算定方法

１．毎月の委託料の内訳は以下の通りとする。

⑴　運営業務対価（固定料金部分）

項目		金額（税抜）
運営業務対価（固定料金）（月額）		
①	電気代相当額	
②	ガス代相当額	
③	上下水道料相当額	
④	その他（①～③以外）	

⑵　運営業務対価（変動料金部分）

項目		金額（税抜）
運営業務対価（変動料金）（月額）		別紙１－１第１項第３号により算出
１食当たりの単価（円／食）		
①	電気代相当分の単価（円／食）	
②	ガス代相当分の単価（円／食）	
③	上下水道料相当分の単価（円／食）	
④	光熱水費相当分を除く単価（円／食）	
予定数量（提供給食数）		令和９年度 ○○○食／年 令和１０年度～令和１２年度 ●●●食／年 令和１３年 △△△食／年

⑶　維持管理業務対価（固定料金）

項目	金額（税抜）
維持管理業務対価（固定料金）（月額）	

⑷　維持管理業務対価（変動料金部分）

項目	金額（税抜）
維持管理業務対価（変動料金）（月額）	当月の修繕業務の実績により算出
限度額	令和９年度 9,090,909 円／年 令和１０年度～令和１２年度 13,636,364 円／年 令和１３年度 5,681,818 円／年

２．運営業務対価及び維持管理業務対価の支払い予定額は下表のとおりとする。

表　各年度の支払予定額

年度	対価の種別	金額（税抜）	消費税及び地方消費税の額	税込合計
令和９年度（8カ月）	運営業務対価（固定料金）			
	運営業務対価（変動料金）			
	維持管理業務対価（固定料金）			
	維持管理業務対価（変動料金）			
	年度計			
令和 10 年度（12カ月）	運営業務対価（固定料金）			
	運営業務対価（変動料金）			
	維持管理業務対価（固定料金）			
	維持管理業務対価（変動料金）			
	年度計			
令和 11 年度（12カ月）	運営業務対価（固定料金）			
	運営業務対価（変動料金）			
	維持管理業務対価（固定料金）			
	維持管理業務対価（変動料金）			
	年度計			
令和 12 年度（12カ月）	運営業務対価（固定料金）			
	運営業務対価（変動料金）			
	維持管理業務対価（固定料金）			
	維持管理業務対価（変動料金）			
	年度計			
令和 13 年度（5カ月）	運営業務対価（固定料金）			
	運営業務対価（変動料金）			
	維持管理業務対価（固定料金）			
	維持管理業務対価（変動料金）			
	年度計			
総合計				

※１　固定料金は、１．⑴に記載する運営業務対価（固定料金）（月額）に各年度の月数を乗じた額とする。

※２　運営業務対価の変動料金は、１食当たりの単価に各年度の予定数量（給食提供数）を乗じた額とする。

※３　維持管理業務対価の変動料金は、各年度の限度額とする。

別紙２

委託業務のモニタリング

1. モニタリングの種類と方法

甲と乙が行う委託業務のモニタリングの種類は、下表の通り３種類とする。ただし、甲が乙に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、乙による業務の履行の方法に依存するため、本契約の締結後に乙が策定し甲が承認するモニタリング計画書において定める。

（モニタリングの種類と方法）

種類	甲の行う業務	乙の行う業務
①日常モニタリング（セルフモニタリング）	・ 業務日誌及び業務履行状況の確認を行う。	・ 毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。 ・ モニタリング結果に基づき、日報を毎営業日に作成する。 ・ 委託業務の実施や業務の履行に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに甲に報告し、甲の求めに応じて日報等を提出する。
②定期モニタリング	・ 乙が提出するモニタリング報告書に基づき、定期モニタリングを行う。 ・ 必要性が認められるときには、施設を巡回し、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、各業務の履行状況を確認・評価する。	・ 作成した日報及び報告事項をとりまとめ、月１回、モニタリング報告書を作成し、甲に提出する。ただし、甲の求めがあった場合には、適宜、日報等を提出する。 ・ 甲がモニタリングを実施するに際し、最大限の協力を行う。 ・ 甲及び乙が出席する通常会議を開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果を報告する。
③随時モニタリング	・ 必要性が認められるとき（施設利用者等からのクレームがあった時や業務改善勧告を行った場合の確認時及び緊急時等）には、随時モニタリングを実施する。 ・ 施設巡回、業務監視等を行い、乙の業務履行状況を確認する。	・ 左記の事項の確認に当たり、甲に対して最大限の協力を行う。

2. モニタリングの結果の分類

(1) 運営業務の不履行又は不完全履行

甲は、モニタリングの結果、委託業務のうち、運営業務の不履行又は不完全履行と判断した場合の当該事案の内容があると認められた場合、乙に対し、通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表　運営業務の不完全履行の分類

基準の分類		基準の内容	例示
（基準１-①） 業務不完全履行	レベル１	是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、仕様書に定める業務がなされていない場合
			その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル２	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合
			その他業務未実施がある場合
（基準 1-②） 提供不全	レベル３	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を生徒が喫食できなかった場合
	レベル４	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から 20 分以内に配送され、生徒が喫食できた場合
	レベル５	給食を提供できなかった場合	給食開始時刻から 20 分を超えて配送され、生徒が喫食できた場合 生徒が喫食できなかった場合
（基準２） 重大な事象	レベル６	重大な問題が発生した場合	異物混入等により疾病者が発生した場合
			業務履行中の安全不備等により人身事故が発生し、死者又は重症者が発生した場合
	レベル７	非常に重大な問題が発生した場合	異物混入等により死者が発生した場合
			食中毒が発生した場合

(2) 維持管理業務の不履行又は不完全履行

甲は、モニタリングの結果、委託業務のうち、維持管理業務の不履行又は不完全履行と判断した場合の当該事案の内容があると判断した場合には、乙に対し通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表　維持管理業務の不完全履行の分類

基準１：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合（レベル２）	基準２：重大な問題が発生した場合（レベル６）
・　維持管理業務の怠慢 ・　維持管理業務の不備 ・　業務報告の不備 ・　甲及び関係者への連絡の不備	・　維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生 ・　維持管理業務の故意の放棄（業務の不完全履行状態の長時間に渡る放置を含む。） ・　非常時又は災害時の防災設備の非稼動 ・　警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生 ・　甲の指示に従わない、故意に甲との連絡を行わない等

⑶　是正勧告

甲は、委託業務の不履行又は不完全履行が判明してから７日以内に当該不履行のレベルを判断し、乙に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

・　あらかじめ甲の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合
・　甲の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行となった場合
・　給食を提供する学校及び生徒の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行となった場合
・　不可抗力又は法令改正によって、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合
・　第三者の責めに帰すべき事由（第三者の責めによる交通事故など）によって、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合（ただし、第三者の責めに帰すべき事由であることの証明は乙が行う。）

⑷　是正勧告に対する乙の対応

乙は、原則として是正勧告を受けた日から３日以内に、当該不履行又は不完全履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を甲に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を甲に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から５日以内とする。ただし、甲は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、甲は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、乙に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

別紙３

委託料の減額

甲は、乙に是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、月ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、乙に支払う委託料の減額を行う。ただし、不履行が甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令改正による場合には、減額ポイントを計上しない。

1. 委託業務

(1) 減額ポイント

「別紙２　２.モニタリングの結果の分類」のレベルに基づき、以下の基準１－①、基準１－②、基準２のレベルに記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

基準１－①：業務不完全履行の場合

レベル	減額ポイント
レベル１：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1
レベル２：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2

同月における２回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの２倍、３回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの３倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。（例えば同月に３回、レベル１の是正勧告があった場合には、６ポイント（１＋１×２+１×３）が加算される。

基準１－②：提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル３（一部未提供の場合）	レベル４（遅配の場合）	レベル５（未提供の場合）
１%未満（０%を含まず）	０.５	1	2
１%以上　５%未満		2	4
５%以上 10%未満	1	3	6
10%以上 30%未満		4	8
30%以上	2	5	１０

※ 影響を受けた給食数の割合　＝（当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数）／（実施給食数）

基準２：重大な事象が発生した場合

レベル	減額ポイント
レベル６：重大な問題が発生した場合	３０
レベル７：非常に重大な問題が発生した場合	４０

食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは４０ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が月をまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる月につい

て、一つの食中毒事故につき４０ポイントを計上し、この減額ポイントは翌月には繰り越されないものとする。

また、異物混入等による生徒等の疾病者発生の場合等における減額ポイントは３０ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる月に、一つの事故につき３０ポイントを計上し、この減額ポイントは翌月には繰り越されないものとする。

(2) 減額ポイントに応じた減額

対価の支払に際しては、当該月の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を乙に通知する。当該月に加算された減額ポイントは、当該月における対価の支払についてのみ適用され、次の月に持ち越されない。乙は、減額について異議がある場合には、甲に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる月の対価の支払が行われている場合には、算定された減額分を次月の対価より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未提供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が月にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる月のみに計上する。

減額金額　＝（当該月の対価）× 減額率 ＋（レベル５に該当する未提供給食数 × １食当たりの変動料金の単価）

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
５ポイント未満	０％にて固定※	０％
５ポイント以上 １０ポイント未満	５ポイントで減額率０.５％。さらに５ポイントを超えて１ポイント増えるごとに減額率０.５％増加	０.５％～２．５％
１０ポイント以上 ３０ポイント未満	１０ポイントで減額率３％。さらに１０ポイントを超えて、１ポイント増えるごとに減額率１％増加	３％～２２％
３０ポイント以上 ４０ポイント未満	３０ポイントで減額率２３％。さらに３０ポイントを超えて、１ポイント増えるごとに減額率１．５％増加	２３％～３６．５％
４０ポイント以上	４０％にて固定	４０％（さらに当該月分の対価の支払停止※※）

※ 上表の対価の減額率が０％であっても、「未提供給食数×１ 食当たりの変動料金の単価」の減額は行うものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌月以降で初めて月の合計減額ポイントが２０ポイント以下となった月分の対価に、支払停止措置が発生した月の減額措置後の対価を加算して支払う。ただし、契約期間の最終月において、合計減額ポイントが２１ポイント以上となった場合は、当該最終月の支払予定日に支払停止措置が発生した月の減額措置後の対価及び最終月の対価を支払う。

(3)　合計減額ポイントの連続発生に伴う支払停止

２月連続して合計減額ポイントが２１以上となった場合の措置

① 甲は、上記（２）に掲げる対価減額の措置に加え、当該連続する２月目の月の対価の乙に対する支払を停止する。

② ①で支払が停止された後、翌月以降で初めて月の合計減額ポイントが２０ポイント以下となったときは、当該月の対価を支払う。

③ ②の場合においては、当該月の対価に、支払停止措置により支払が停止された減額の措置後の対価を加算して支払う。ただし、契約期間の最終月において、合計減額ポイントが２０ポイントを超えている場合は、当該最終月の支払予定日に支払停止措置が発生した月の減額措置後の対価及び最終月の対価を支払う。

別紙４

付保する保険

第三者賠償責任保険：委託業務期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償

・対象　本施設内における委託業務の法律上の賠償責任
・補償額　対人：１名当たり１億円、１事故当たり１０億円
　　対物：１事故当たり１億円
・期間　　委託業務開始予定日から業務終了日まで
・その他　被保険者を乙、下請業者を含む業務実施者、甲とし、交叉責任担保特約を付ける。

※　委託業務期間中の保険については、乙が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある旨を申し出て、甲が認めた場合には、上記の保険付保以外の措置によるものを認めることがある。

別紙５

法令変更による費用負担

１　給食の提供及び施設の維持管理に直接的に影響を及ぼす法令（税に関する法令を除く）の変更の場合

甲が全て負担する。

２　消費税及び地方消費税、これらと同視できる税に関する法令の変更の場合

甲が全て負担する。

３　上記以外の法令の変更の場合

乙が全て負担する。

別紙６

不可抗力による費用負担

委託業務開始後に不可抗力が生じ、本施設に損害・損失及び費用が発生したときは、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき委託料の１％に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により乙が乙の負担額を超える保険金、保証金、補償金等を受領しうる場合は受領するものとし、当該受領額相当額は、損害・損失及び費用の額から控除し、控除後の金額については甲が負担する。